

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

熟練者が工事現場を監査

対策聞き取りじっくり指導

キャプテイ

特集Ⅱ

過重労働による健康障害防止対策 下

労使が協力し「文化」変える

八木労務監査事務所 八木 直樹

ニュース

リスクアセス標準化へ

製造業官民協議会 実態調査に着手

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2288

2017

8 / 15

■ 災害のあらまし ■

東京で保険業を営むA社に勤めている従業員Bは、顧問先開拓のために、一般家庭に飛び込み営業を行っている。その日は、飛び込みで入ったC宅において保険商品に興味をもってもらい、家の中で商品の説明をさせてもらうことになった。C宅では家飼いの大型の猫を飼っており、保険商品の説明の後に、猫が大好きなBは進んで可愛がるように撫でたりしていたところ、猫が急にBの右腕に噛み付き、出血するほどの傷となり、止血後も傷跡が残るようなケガとなった。

■ 判断 ■

業務中の場所で犬や猫などのペットに噛み付かれた場合、一般的には業務に付随する行為の最中であり、業務遂行に関連する行動中の場合は業務遂行性と業務起因性が認められるため、労災として認められるケースと判断される。また、労災が認められた場合、飼い主にはペットの管理者としての第三者行為の加害者として、労働基準監督署より労災の給付額に対する求償が請求されることになる。

今回のケースでは、Bが営業を行っているC宅での災害ではあったが、猫に近付いていたり、撫でたりすることはBの個人的な感情によるものであり、そこに業務遂行性が認められるということが考えづらかった。また、犬と違い、猫が急に噛み付くというのは通常のケースとしては稀なものであり、災害の顕在化があったとは言い切れない。

そのため、今回のケースでは労災と認定されず**業務外**となった。ただし、C宅での飼い主責任がなくなるわけではないので、

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ 東京会
社会保険労務士 表参道HRオフィス
所長 山本 純次

第248回

治療費などに関してはCとの話し合いで解決されることとなった。

■ 解説 ■

業務災害における労働災害の判断基準としては、大原則として、業務に起因して起こったものであるか、業務を遂行する際に起こったものであるかという判断が前提となる。そのなかで、業務に起因する範囲がどこまでになるかというのが判断の範疇となる。通常の業務を行っていた際に、その業務が起因して起こり得ると推測された事故などに関しては労働災害として認定されるが、この通常起こり得るものかどうかということが今回の判断のポイントとなる。

今回のケースでは、従業員Bの行動としては、営業として個別宅を訪問しているなかで、保険商品を販売するには詳細な説明が必要なことから、C宅に入室したことについては業務に付随する行為として当然考えられる。そのような状況を踏まえ、C宅に家飼いの猫がいることについて、Bが予期せぬ形で襲撃されたというケースであれば労災として認められることも考えられるが、Bは自ら進んで猫を撫でたりしていた。このため、その行為について、Cに保険商品を販売するという営業行為との一貫性は当然認められず、業務遂行性という観点からも、業務起因性という観点からも、労災の構成要件を満たしているとはいえない。

なお、当然ながら、労災としては認定されなかったとしても、この猫の行為により大きなケガを負ったことに対する治療費などを請求することは差し支えないと思われる。しかし、BがC宅に強引に入り込んだなどの事情があれば、この請求については過失相殺されたりする可能性も考えられるだろう。また、ペット保険などに入ってい



れば、当然その保険より治療費を負担することになる。

また、仮に労災が認められたケース（前述のように予期せぬ形で襲撃されたなど）と仮定すると、会社としては労災を申請したうえで、ペットが行った行為とはいえ、飼い主の管理責任の問題より、第三者行為届を提出し、国から労災の事由となった行為に対する第三者への求償の請求が行われることとなる。保険でカバーされる場合でも同様に求償の対象となる。

このように業務災害に関する判断基準として、その要因、業務起因性、個人的な事情かどうかなどさまざまな要因を確認したうえで、また、第三者行為に当たるかどうかという判断をしたうえで、申請を進める必要がある。

今回のようなケースでは、業務中での災害ではあるものの、個人的な行動が起因であり、通常の業務では想定し得ない状況により発生したものであり、労災としての認定が認められないものであるから、現場の状況や当該行為の要因を把握したうえで、早めに専門家などに相談したうえで対応することが望ましい。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp